

## ルーマニアの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

ルーマニア（ルーマニア語では「România」）は、東欧の共和制国家である。ルーマニアの国土の東は黒海に面しており、南はドナウ川を挟んでブルガリア、南西はセルビア、北西はハンガリー、北はウクライナ、北東はモルドバと隣接している。公用語はロマンス諸語に属するルーマニア語である<sup>2</sup>。

現在のルーマニアの領土となっている地域には、かつてローマ帝国が侵攻し、属州ダキアとなった。現在の「ルーマニア」という国名は、「ローマ人の土地」を意味する。

中世にはワラキア、モルダヴィア、トランシルヴァニアの3公国が成立したが、その後は約300年間にわたり、オスマン帝国の支配を受けた。1859年にワラキア及びモルダヴィアが合同してできたルーマニア公国は1877年に独立を宣言し、1881年にルーマニア王国を成立させた。第一次世界大戦でトランシルヴァニアを併合し、1918年には大ルーマニア王国が成立した。第二次世界大戦では当初は枢軸国側についたが、1944年8月以降は連合国側についた。

戦後はソ連の影響により、1947年に王制を廃止して「ルーマニア人民共和国」が成立し、1965年には「ルーマニア社会主義共和国」と改称された。以降、チャウシェスク独裁体制が敷かれたが、外交的には、西側諸国との結び付きを強めたり、1968年の「プラハの春」の際にはワルシャワ条約軍のチェコへの軍事介入には参加しない等、ソ連とは一線を画す自主外交路線を採った。ちなみに、チャウシェスク政権時代には、国力増強のための人口増加政策が推し進められた<sup>3</sup>ため、ルーマニアの人口は急増した。しかし、貧しさのため子供を育てられない親に見捨てられた孤児（「チャウシェスクの落とし子」と呼ばれる）が急増し、大きな社会問題となった。

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> ルーマニア語の表記には、以前はキリル文字が用いられていた。現在のようにラテン文字を使用することが公式に決定したのは、1859年のことであった。倍賞和子著「ルーマニアの言語と文化の生成と発展」（桑野隆ほか編著『ロシア・中欧・バルカン世界のことばと文化』（成文堂、2010年）所収）123～124頁。

<sup>3</sup> 例えば、①ルーマニア人女性は45歳までに最低でも5人の子供を出産することが強制され、②子供を10人以上出産した女性は「英雄の母」として表彰される、という政策が採られた。片野優ほか著『こんなちがうヨーロッパ各国気質』（草思社、2012年）301頁。

1989年の東欧民主化の流れはルーマニアにも及び、チャウシェスク独裁体制が崩壊した。国名は「ルーマニア」に改称され、1991年に民主的な新憲法が制定された。

ルーマニアは、2004年3月にはNATOに、2007年1月にはEUに加盟した。EU加盟後、ルーマニアから他のEU諸国への移民が急増して多くの国で社会問題を引き起こしているのとは対照的に、ルーマニアの居住者人口は近年、大幅に減少している。

ルーマニアは、ウクライナとの間で、約40年間にわたり、黒海における大陸棚及び排他的経済水域（EEZ）の境界紛争問題を抱えていたところ、交渉では合意に至らなかったため、2004年に、オランダのハーグにある国際司法裁判所（ICJ）に提訴した。黒海の当該海域では海底ガス田が見つかったため、両国にとって当該境界紛争は非常に重要な問題となっていたが、両国とも、国際司法裁判所の判決に従うことを表明していた。2009年に、国際司法裁判所は、係争海域の約80%をルーマニア領とする判決を言い渡した。国境紛争が、軍事力ではなく、国際司法裁判所の判決により平和的に解決されたことは、他国にとっても大いに参考になるといえる<sup>4</sup>。

ルーマニアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。判例は直接的な法源としては認められていないが、事実上、重要な役割を果たしている。

ルーマニアは約300年間にわたるオスマン帝国の支配を脱した後、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、西欧先進国の法制度を参考に近代化が推し進められた。例えば、1864年10月30日に公布されたルーマニア刑法典は、当時のフランス刑法及びプロイセン刑法から大きな影響を受けたものであった<sup>5</sup>。第二次世界大戦後の社会主義体制下のルーマニアは、ソ連法の大きな影響を受けた。そして最近では、EU法の影響を強く受けるようになっている。

## II 憲法

### 1 総説

約300年間にわたるオスマン帝国の支配を脱した後、ルーマニアの最初の憲法が、1866年に制定された。領土が拡大された後の1918年及び1923年にも新しい憲法が制定された。その後、第二次世界大戦後の1948年には、ソ連憲法をモデルとするルーマニア人民共和国憲法が制定され、1952年に改正された。また、1965年にルーマニア社会主義共和国憲法が制定され、その後頻繁に改正された。そして、チャウシェスク政権が崩壊した後、1991年12月に、新憲法が採択された。この新憲法は、共和制、法の支配、基本的人権の尊重、政

---

<sup>4</sup> ルーマニアとウクライナとの黒海における海洋境界画定事件に関する国際司法裁判所判決について、詳しくは、大谷良雄著「黒海における海洋境界画定事件（上）」（『時の法令 No.1835』（2009年、朝陽会）27～33頁）、「黒海における海洋境界画定事件（中）」（『時の法令 No.1837』（2009年、朝陽会）52～58頁）、「黒海における海洋境界画定事件（下）」（『時の法令 No.1839』（2009年、朝陽会）48～56頁）を参照されたい。

<sup>5</sup> 森下忠著『諸外国の汚職防止法制』（成文堂、2013年）359頁。

治的多元性、三権分立等の基本原理（1条）及び市場経済体制（135条）に立脚するものである。この新憲法に対しては、2003年10月に大きな改正が行われた。

現行のルーマニア憲法の主な体系は、表1のとおりである。

表1：ルーマニア憲法の主な体系（2003年10月改正までを反映）<sup>6</sup>

編	章	節	条文	
第1編 基本的原則			第1条～第14条	
第2編 基本的権利、自由及び義務	第1章 通則		第15条～第21条	
	第2章 基本的権利及び自由		第22条～第53条	
	第3章 基本的義務		第54条～第57条	
	第4章 オンブズマン		第58条～第60条	
第3編 公的機関	第1章 議会	第1節 組織及び機能	第61条～第68条	
		第2節 下院議員及び上院議員に関する規則	第69条～第72条	
		第3節 立法	第73条～第79条	
	第2章 ルーマニア大統領		第80条～第101条	
	第3章 内閣		第102条～第110条	
	第4章 議会と内閣の関係		第111条～第115条	
	第5章 行政	第1節 専門的中央行政	第116条～第119条	
		第2節 地方行政	第120条～第123条	
	第6章 司法機関	第1節 司法裁判所	第124条～第130条	
		第2節 公共省	第131条～第132条	
		第3節 最高司法評議会	第133条～第134条	
	第4編 経済及び公			第135条～第141条

<sup>6</sup> ルーマニア憲法の英訳は、ルーマニア憲法裁判所の下記ウェブページ等に掲載されている（2003年10月改正までが反映されている）。

<http://www.ccr.ro/constitutia-romaniei-2003>

共財政			
第 5 編 憲法裁判所			第 142 条～第 147 条
第 6 編 欧州・大西 洋との統合			第 148 条～第 149 条
第 7 編 憲法の改正			第 150 条～第 152 条
第 8 編 最終及び経 過規定			第 153 条～第 156 条

## 2 統治機構

### (1) 議会

議会は、ルーマニア国民を代表する最高機関であり、国の唯一の立法機関である（61 条 1 項）。議会は、下院と上院から構成される二院制である（同条 2 項）。下院及び上院の議員は、国民の直接選挙により選任され（62 条 1 項）、任期は 4 年である（63 条 1 項）。下院議員の選挙に立候補するためには、少なくとも 23 歳以上でなければならない（37 条 2 項）、上院議員の選挙に立候補するためには、少なくとも 33 歳以上でなければならない（37 条 2 項）。下院と上院は、基本的には、それぞれ独立して活動するが、一定の場合には合同会議を開催することができる（65 条）。下院と上院の会期は、毎年、2 月から 6 月まで、及び 9 月から 12 月までに行われる（66 条 1 項）。下院議員と上院議員を同時に兼ねることはできず（71 条 1 項）、内閣の構成員との兼職を除き、他の公共機関における地位との兼職は禁止される（同条 2 項）。下院と上院の間には、あまり差異が無いが（議員の任期は 4 年であり、解散は同時である等の点で同一であるが、被選挙権年齢と議員定数は異なる）、法案は、それについての先議権を有する議院に先に提出されるべきものと規定されている（74 条 5 項）。具体的には、①条約等の批准及び一定の事項に関する基本法の制定については、下院が先議権を有し、②その他の法案については、上院が先議権を有する（75 条 1 項）。原則として、両方の議院で可決された時、当該議案は成立する（75 条 3 項、76 条 2 項）。当該議案は、大統領の署名を経て（77 条）、官報で公告された日から 3 日後に効力を生じる（78 条）。

法案提出権は、内閣、下院及び上院のほか、10 万人以上の有権者に認められている。この国民発案を行うためには、全国の 4 分の 1 以上の県（首都であるブカレスト市を含む）の有権者によるそれぞれ 5000 人以上の署名が必要である（74 条 1 項）。国民発案は、税金、外交、恩赦及び赦免に関しては行うことができない（同条 2 項）。

議会が制定する法律には、「基本法」と「一般法」の区別がある。基本法とは、選挙制度、政党、下院・上院、国民投票（レファレンダム）、政府組織等のような重要かつ基本的な事項を定める法律である（73 条 3 項）。これに対し、一般法とは、基本法以外の法律をいう。基本法と一般法は、効力の点では同じであるが、基本法は下院及び上院の出席議員の過半数決議によらなければならない（76 条 2 項）点で、一般法よりも要件が厳格となっている。

## (2) 大統領

ルーマニアは、議院内閣制の枠組みとともに、大統領も置いており、いわゆる半大統領制を採用している。

大統領は、国民の直接選挙により選任され (81 条 1 項)、任期は 5 年であり (83 条 1 項)、3 選は禁止されている (81 条 4 項)。大統領選挙に立候補するためには、少なくとも 35 歳以上でなければならない (37 条 2 項)。大統領は在任中、政党の党員となること及びその他の公的・私的な職を兼任することが禁止されている (84 条 1 項)。

大統領の権限としては、①首相候補者を指名し、内閣を任命すること (85 条 1 項)、②内閣が議会から信任を得られなかった場合における議会の解散 (89 条)、③国民的利益に関する問題について国民の意思を確認するための国民投票 (レファレンダム) の実施 (90 条)、④条約締結等の外交に関する権限 (91 条)、⑤軍の最高指揮官及び国家最高防衛評議会の長としての国防に関する権限 (92 条) 等がある。

大統領は、首相を解任することはできない (107 条 2 項)。

## (3) 内閣

内閣は、首相、閣僚、その他基本法により設置された者により構成される (102 条 3 項)。首相は、内閣を指揮し、閣僚の活動を調整する (107 条 1 項)。

内閣は、議会により承認された施政方針に従い、内政及び外交を行う (102 条 1 項)。大統領による首相候補者の指名は、議会の絶対多数派の政党 (そのような政党が無い場合は、議会を代表する諸政党) との協議に基づかなければならない (103 条 1 項)。下院及び上院は、合同会議において、多数決による問責決議により、内閣への信任を撤回することができる (113 条 1 項)。上記撤回により、内閣は、解職される (110 条 2 項、114 条 2 項)。このように、内閣の存立は、議会の信任に基づく体制が採られている。

内閣は、決定及び命令を採択することができる (108 条 1 項)。決定とは、法律を執行するために発布されるものである (同条 2 項)。命令とは、特別法に基づき、所定の限定の下で権限が委任されたものである (同条 3 項)。命令は、基本法の対象の範囲外の事項に限られ (115 条 1 項)、議会による委任立法は、命令の対象範囲及び時期的制限が明確に特定されていなければならない (同条 2 項)。また、内閣は、緊急性がある例外的な場合においては、緊急命令を採択することもできる (同条 4 項)。

## (4) 司法

ルーマニアの司法裁判所の頂点に位置するのは、「破毀・司法高等裁判所」である (126 条)。破毀・司法高等裁判所は、法の解釈及び適用を統一する役割を担う (同条 3 項)。破毀・司法高等裁判所の構成や機能についての規制は、基本法により定められる (同条 4 項)。裁判官は、法にのみ拘束され、独立性が認められている (124 条 3 項)。

「公共省」は、司法活動の範囲内において、社会一般の利益を代表し、法秩序並びに国民

の権利及び自由を保護することを任務とする（131条1項）。公共省は、検察官を通じて、警察による捜査の指揮監督等の権限を行使する（同条2項、3項）。

「最高司法評議会」は、司法の独立性を守る役割を担う（133条1項）。最高司法評議会は、19名の構成員から成る。うち、9名は裁判官から、5名は検察官から、選任されるが、上院による認証が必要である。また、2名は高い専門性と倫理性を備えた者から上院が選任する。残りは、司法大臣、破毀・司法高等裁判所長官、検察庁長官である（133条2項）。任期は6年である（同条4項）。最高司法評議会は、大統領に対し、裁判官及び検察官の指名の案を提出する権限を有する（134条1項）。また、裁判官及び検察官の弾劾手続を行う権限を有するのは最高司法評議会であり、司法大臣、破毀・司法高等裁判所長官、及び検察庁長官は、当該手続において投票する権限を有しない（同条2項）が、当該弾劾手続における最高司法評議会による決定に対しては、破毀・司法高等裁判所に上訴することができる（同条3項）。

#### （5）憲法裁判所

憲法裁判所は、任期9年の9名の裁判官により構成される（142条2項）、下院、上院及び大統領により3名ずつ選任され（同条3項）、3分の1ずつ改選される（同条5項）。憲法裁判所の裁判官は、法学を専攻し、高い専門的素養と法律実務若しくは研究活動における18年以上の経験を有する者でなければならない（143条）。憲法裁判所の権限には、①公布前の法律の合憲性の審査、②条約等の合憲性の審査、③議会の議事規則の合憲性の審査、④訴訟又は商事仲裁において提起された法令の合憲性の審査等がある（146条）。違憲であると判断された法令は、議会又は大統領が当該法令につき適切な措置をとらない場合、憲法裁判所による決定の公告後45日以内に法的効力を失う（147条1項）。

#### （6）憲法の改正

憲法の改正は、①内閣の提案を受けた大統領により、②下院議員若しくは上院議員の4分の1以上により、又は③有権者の50万人以上（全国の県（首都であるブカレスト市を含む）の半数以上の有権者によるそれぞれ2万人分以上の署名が必要である）により、発議される（150条）。発議された憲法改正案は、下院及び上院においてそれぞれ議員の3分の2以上の賛成がなければならない（151条1項）。そして、憲法改正案が制定されてから30日以内に行われる国民投票（レファレンダム）によって承認されなければならない（同条3項）。

憲法の内容のうち、ルーマニアの国家的、独立的、統一的及び不可分の性質、共和制、領土的完全性、司法の独立性、政治的多元性、公用語<sup>7</sup>に関する規定は、改正することができない（152条1項）。

---

<sup>7</sup> 公用語はルーマニア語であることが憲法に明記されている（13条）。

### 3 人権

人権については、憲法の「第2編 基本的権利、自由及び義務」に主に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、ルーマニア憲法においても、同様に保障されている。

2003年に改正されたルーマニア憲法は、比較的新しいものであるだけに、以下のとおり、多くの特徴的な人権規定を有している。即ち、①少数民族の権利の保護（6条、32条3項、62条2項、128条2項）、②在外ルーマニア国民の保護（7条、17条）、③政治的多元性の重視（8条）、④外国人及び無国籍者の保護（18条、128条4項）、⑤死刑の禁止（22条3項）、⑥情報アクセス権の保護（31条）、⑦文化の保護（33条）、⑧健康保持に関する権利（34条）、⑨環境権（35条）、⑩子供及び若年者の保護（49条）、⑪障害者の保護（50条）等である。

また、国民の義務としては、国家への忠誠が規定されている（54条）ほか、国民は、ルーマニアを防衛する権利を有し、義務を負う（55条1項）。基本法の定めるところにより、20歳から35歳までの間に徴兵される（同条3項）。

ルーマニア憲法は、「第2編 基本的権利、自由及び義務」の中に、「オンブズマン」に関する規定を置いている。オンブズマンは、5年間の任期の間、個人の権利及び自由を擁護するものとして、任命される。「オンブズマン補佐」は、専門分野ごとに活動を行う（58条1項）。オンブズマン及びオンブズマン補佐は、高等教育における専門的地位を除き、公的・私的な地位を兼任してはならない（同条2項）。オンブズマンは、下院及び上院に対し、毎年又は要求がある都度、国民の権利及び自由の保護に関する立法等の措置の勧告を記載した報告を提出する（60条）。

### 4 欧州連合（EU）との関係

ルーマニアは、2004年3月にはNATOに、2007年1月にはEUに加盟した。なお、ルーマニアはまだユーロを導入しておらず、通貨はレウ（複数形ではレイ）のままである（137条2項）<sup>8</sup>。

EUでは、これまで、ルーマニアの汚職対策、司法改革、国境管理等の問題がたびたび取り上げられてきた。ルーマニアのEU加盟にあたっては、ブルガリアとともに、欧州理事会により再審査されたが、加盟後も改革を続けるとして加盟が承認された。欧州委員会により、これらの問題への対策の進捗状況についての協力・検証メカニズムに基づく定期的な管理（モニタリング）が行われてきた。また、これらの問題への対策の進捗の遅れ等により、一部のEU加盟国の反対により、シェンゲン協定の発効が先送りされている。ルーマニアが最近行った4つの法典（民法典、民事訴訟法典、刑法典及び刑事訴訟法典）の改正は、ルーマニアが、自国に存在する上記の各問題を克服するために行われたものである。

---

<sup>8</sup> 2005年7月1日、ルーマニアは通貨のデノミネーションを実施した。これにより、旧10000レイ（ROL）は、新1レウ（RON）とされた。

なお、ルーマニア憲法には、EUに関する規定が多く含まれている（16条4項、38条、135条2項g号、137条2項、148条）。また、NATOに関する規定も置かれている（149条）。

### Ⅲ 民法

ルーマニアでは、ナポレオン民法典を起源とする1864年ルーマニア民法典（1865年12月1日施行）が制定され、約150年の長きにわたり施行されてきた。しかし、2009年7月24日、新しいルーマニア民法典が採択され（2011年10月1日施行）、旧民法典に取って代わった。全2664条の規定を含む新民法典は、民事、商事、国際私法及び家族の各分野を統合したものとなっており、イタリア、ケベックの民法典及びスイス債務法等から多くの規定を取り入れたほか、ルーマニアにおける過去60年の判例に含まれる法原理やアプローチを取り入れた<sup>9</sup>。

新しいルーマニア民法典は全7編から構成されている。その編別構成は、「第1編 人について」、「第2編 家族について」、「第3編 商品について」、「第4編 相続及び恵与」、「第5編 債務」、「第6編 消滅時効、失権及び期間計算」、「第7編 国際私法の諸規定」となっている<sup>10</sup>。

なお、外国人及び無国籍者による土地所有権の取得は、相互主義に基づき基本法で認められた場合又は法定相続の場合に限り認められることとされている（憲法44条2項）。

### Ⅳ 会社法

ルーマニアに投資する外国企業の多くは、支店を開設するか、子会社を設立することになる。支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するルーマニア法人である。子会社としてどのような形態の会社の設立が可能かという点については、ルーマニア会社法が、5つの会社形態を規定している。それらのうち、実務上とくに重要な有限会社と株式会社の概要は、表2のとおりである<sup>11</sup>。

表2：ルーマニアの有限会社と株式会社の概要

名称	ルーマニア語(略称)	説明
有限会社	societate cu raspundere	出資の金額を限度とする有限の間接責任を

<sup>9</sup> 『Doing Business in Romania 9th Edition 2012』（2012年、Muşat & Asociații）18頁、252頁。

<sup>10</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/romania1.htm>

<sup>11</sup> 『Investment in Romania 2014』（2014年、KPMG）11頁以下。

	limitata (S.R.L.)	負う出資者のみからなる会社。取締役は1名でもよく、定款に規定すれば取締役会を設置できる。取締役は自然人でも法人でもよい。株主は50名以下でなければならない。一人会社も認められるが、個人又は法人は、複数の一人会社の単一出資者となることはできない。また、単一出資者しかいない有限会社は、他の有限会社の単一出資者となることはできない。最低資本金は200レイ（約45ユーロ）。有限会社は、出資者名簿を作成し、各出資者の持分及び持分譲渡を記録しなければならない。
株式会社	societate pe actiuni (S.A.)	株主が株式の引受価額を限度とする有限の出資義務のみを負う会社。株主は2名以上でなければならない。最低資本金は90,000レイ（25,000ユーロに相当する額となるように、政府が2年ごとに為替レートに照らして最低資本金額を変更する）。1株は0.1レイ以上であることを要する。定款に別途の定めが無い限り、原則として、株式は記名式である。株式は、株券の譲渡とともに、株主名簿の名義書換により譲渡できる。通常株主総会は、前会計年度終了後5か月以内に毎年1度は開催しなければならない。

ちなみに、株式会社は、その内部機構につき、「1層制」（1名の取締役又は取締役会により経営管理を行う。取締役は業務執行権限をマネージャー等に移譲することができ、マネージャー等が取締役になることもできる。即ち、ここでは、業務執行者と監督者が取締役に一体化されている）及び「2層制」（監査役会及び取締役会により経営が行われる。即ち、ここでは、業務執行者と監督者が分離されている）のいずれかを選択することができる。

## V 民事訴訟法

ルーマニアの司法裁判所には、地方裁判所（ルーマニア語では「*judecatorii*」。176か所）、審判所（ルーマニア語では「*tribunale*」。42か所）、特別管轄審判所（3か所）、控訴裁判所

(15 か所)、破毀・司法高等裁判所 (1 か所) がある<sup>12</sup>。上記のうち、通常、地方裁判所と審判所が、事件の種類及び訴額により、第一審としての役割を分担する。控訴裁判所は控訴事件を管轄する。破毀・司法高等裁判所は、ルーマニアの最高裁判所にあたり、法の適用及び解釈を統一する役割を果たす<sup>13</sup>。

2013 年 2 月 15 日に、新しいルーマニア民事訴訟法が施行された。今回の改正の主眼は、民事訴訟手続の効率化及び迅速化にある<sup>14</sup>。この改正が、欧州委員会から指摘されている汚職対策、司法改革等の問題を解決するために行われたものであることは、既に述べた。

ルーマニアの民事訴訟の特徴としては、裁判官が訴訟追行に主導的な役割を果たしていること等が挙げられている<sup>15</sup>。

なお、ルーマニアでは、民事訴訟と刑事訴訟のいずれにおいても、陪審制は採用されていない<sup>16</sup>。

## VI 刑事法

1864 年 10 月 30 日に公布されたルーマニア最初の刑法典は、当時のフランス刑法及びプロイセン刑法から大きな影響を受けたものであった<sup>17</sup>。その後、ルーマニア刑法典は、数回の改正を受けた。

2014 年 2 月 1 日、新しいルーマニア刑法典が施行された。これは、1968 年に公布された社会主義的色彩の強い旧刑法典 (1969 年 1 月 1 日施行) に取って代わるものである。今回の改正の主眼は、ルーマニア刑法典の内容を、他の EU 加盟国の刑法と調和させることにある<sup>18</sup>。

また、新しいルーマニア刑事訴訟法典も、2014 年 2 月 1 日に施行された。改正の主眼は、刑事訴訟の期間を短縮化するため、手続をシンプルなものとするとともに、欧州人権裁判所の判例の基準に合致させることにある<sup>19</sup>。

ルーマニアは 2007 年に EU に加盟したが、前述したとおり、加盟後も、欧州委員会により、司法改革、汚職対策等の問題への対策の進捗状況についての協力・検証メカニズムに基づく定期的な管理 (モニタリング) が行われてきた。その意味で、とくに刑法典及び刑事訴

---

<sup>12</sup> [https://e-justice.europa.eu/content\\_ordinary\\_courts-18-ro-maximizeMS-en.do?member=1](https://e-justice.europa.eu/content_ordinary_courts-18-ro-maximizeMS-en.do?member=1)

<sup>13</sup> 『Investment in Romania 2014』(2014 年、KPMG) 102 頁。

<sup>14</sup> 『Investment in Romania 2014』(2014 年、KPMG) 101 頁。

<sup>15</sup> 『Doing Business in Romania 9th Edition 2012』(2012 年、Muşat & Asociații) 260 頁。

<sup>16</sup> 『Doing Business in Romania 9th Edition 2012』(2012 年、Muşat & Asociații) 256 頁。

<sup>17</sup> 森下・前掲書 359 頁。

<sup>18</sup> 『Investment in Romania 2014』(2014 年、KPMG) 101 頁。

<sup>19</sup> 『Investment in Romania 2014』(2014 年、KPMG) 101~102 頁。

訟法典の改正は、ルーマニアの将来にとって重要な意味をもつといえよう。

## Ⅶ 参考資料

以上、ルーマニア法の概要を簡単に紹介してきたが、ルーマニア法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

ルーマニア法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Doing Legal Research in Romania」<sup>20</sup>等が参考になる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.42 No.8』（国際商事法研究所、2014年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第23回 ルーマニア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>20</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/romania1.htm>